質問回答書

案件名称　：令和８年度大阪市外国語版ホームページ等翻訳業務委託

質問番号	事項（書類名、ページ数等）	質　問　事　項	回　答
1	再委託の制限について	受注者が、自社と雇用関係にない個人の翻訳者又は法人と業務委託契約若しくは請負契約を締結し、仕様書２(１)の翻訳作業に従事させることは、禁止される「主たる部分」の再委託に該当しますか。	禁止される「主たる部分」の再委託に該当します。
2	再委託の制限について	労働者派遣契約に基づき受注者の指揮命令下で就業する派遣労働者、出向者、及び受注者と雇用関係にある在宅勤務者については、それぞれ差し支えないとの理解でよいですか。	労働者派遣契約はさまざまな雇用形態があるため、お答えできません。 再委託に関する特記事項（５）を遵守してください。
3	再委託の制限について	仕様書２(２)に規定する日本語原稿と翻訳原稿の対比表の作成、並びにホームページのPDF化及び翻訳箇所へのマーキング資料の作成については、「再委託に関する特記事項」（２）にいう「コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務」に該当し、発注者の承諾を要することなく再委託できるとの理解でよいですか。	本仕様書「２　業務内容」に記載する業務（ただし、(７)は除く）は再委託できません。
4	再委託の制限について	仕様書２(７)のネイティブチェックを法人に再委託し、当該法人がさらに個人のチェッカーに委託している場合、業務委託契約書第16条の２第２項に定める「再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認」が必要との理解でよいですか。	お見込みのとおりです。
5	入札参加資格の実績要件について	当該４言語すべてについて契約実績を有することが必要でしょうか。それとも、いずれかの言語について実績を有すれば足りますか。	４言語全てが該当します。
6	入札参加資格の実績要件について	「翻訳業務にかかる契約実績」について、翻訳業務が契約の一部に含まれる契約（例えば印刷物の制作業務のうちに翻訳が含まれる場合）も対象となりますか。	入札資格審査において、仕様書に翻訳業務の実施が記載されていることが必要です。
7	入札参加資格の実績要件について	「契約書等の写し」及び「仕様書等の写し」について、契約の相手方との守秘義務により金額その他の記載を開示できない場合、当該部分をマスキングしたうえで提出することは可能ですか。また契約書に代えて注文書及び注文請書の写し、又は発注者が発行した業務完了確認書等の写しをもって代えることは可能ですか。	入札資格審査において、履行期間や契約相手方、翻訳業務の実施等が確認できなくなるおそれがあるため、マスキング不可です。 また、官公庁の規定に基づき契約書を省略した場合は、請書、その他これに準ずる書面を提出してください。 なお、「仕様書等の写し」を業務完了確認書に代えることはできません。
8	作業数量及びページ換算表の適用について	換算の単位は、①修正箇所全体の日本語文字数を合計したうえで一度に換算した数値ですか、②本市提供資料アのExcelデータの修正箇所（行・セル）ごと、又はウェブページ毎に個別に換算し合計した数値ですか。	「本市提供資料ア」のとおり、修正箇所を記載したExcelデータをもとに、換算し合計した数値です。
9	作業数量及びページ換算表の適用について	「原稿の文字数」のカウント方法として、①半角英数字の扱い、②スペース・改行・記号の算入の有無、③見出し・表内文字・注記・リンク文言・施設名等の算入の有無、④Excelデータの場合のカウント単位（セル単位で個別にカウントするか、シート全体の通し文字数でカウントするか）をご教示ください。	文字数はLEN関数を使用し、修正箇所を記載したExcelデータ（セル単位）ごとに換算し合計した数値です。 また、半角英数字、スペース・改行・記号・見出し・表内文字・注記・リンク文言・施設名等も含まれます。
10	本市提供資料及び日本語もと原稿について	積算の参考とするため、本市提供資料アの様式見本、又は過年度の同種業務における同資料の様式見本を公表いただけますか。	積算については、仕様書別紙「ページ換算表【翻訳】」の右列「換算ページ数」に対応する文字数を参考としてください。
11	生成AIの利用について	ニューラル機械翻訳サービス、翻訳支援ツール（CATツール）に組み込まれた機械翻訳機能、翻訳メモリ機能及び用語集照合機能は、それぞれ「生成AI利用に関する特記仕様書」にいう「生成AI」に該当しますか。	生成AIに該当するかは個々のサービスによるため、詳細は当該サービス提供事業者にお問い合わせください。 なお、生成AIに該当するサービスを利用する場合は、特記仕様書に基づく確認依頼書の提出・確認の手続きが必要となります。
12	生成AIの利用及び業務データの取扱いについて	同特記仕様書は「契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する」と定めていますが、本市から提供される原稿データ及びその訳文を生成AI又は機械翻訳サービスに入力することは、当該規定に抵触しますか。	本市が提供する原稿データは個人情報は含みませんので、当該規定には抵触しません。
13	契約履行実績調書に添付する資料について	契約履行実績調書に添付する資料として、契約書もしくは請書を作成していない場合、請求書のコピーでの置き換えは可能でしょうか。	履行実績が確認できる契約書等の写し及び業務内容が確認できる仕様書等の写しが必要となります。請求書では確認できません。
14	業務内容について	担当翻訳者が定められた条件を満たしているかどうかは、受注確定後、いつまでにどのようなものを提出すればよろしいでしょうか。 実績や保有資格、翻訳歴等をまとめたものでよろしいでしょうか。 また、ネイティブチェッカー同様、氏名を出す必要はありますか。	「２　業務内容（５）」について報告内容を明記していないため、契約締結後別途協議を行い決定します。翻訳者氏名は、ご報告をお願いします。
15	納品物について	「修正箇所が分かるような日本語原稿と翻訳原稿を対比したもの」とはエクセルの日本語＋翻訳言語の対訳表という理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
16	納品物について	「確認資料」とは各ホームページの日本語および外国語版のそれぞれについて、翻訳（修正）箇所にマーキングをし、エクセルの番号と連動させる、というようなやり方で問題ないでしょうか。	各ホームページの外国語版（４言語）について翻訳（修正）箇所にマーキングをし、エクセルの番号と連動させる方法で問題ありません。